

令和7年度 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター清掃業務委託仕様書

この仕様書は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター清掃業務の委託契約において、受託者が履行しなければならない業務について、必要な事項を定めるものである。

この仕様書に基づく作業は、大要を示すものであり、作業の実施に当たっては、建物の環境、衛生等総合的な観点から施設の維持管理を行うこととする。

1. 業務履行場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
2. 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
3. 業務の範囲 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター実験・研究棟、宿泊棟及び敷地内の清掃業務とし、業務対象面積、回数等は、別表のとおりとする。
4. 業務の内容 別表のとおりとする。
5. 業務時間 日常清掃は開所時間内に行うこととし、定期清掃を行う日及び時間は九州シンクロトロン光研究センター（以下「センター」という。）と受託者との協議によるものとする。
6. 臨時の措置 臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨をセンターの施設管理担当者に報告し、指示を受けるものとする。
7. 法令等の遵守 受託者は、作業の実施にあたり適用を受ける法令、基準等を遵守しなければならない。
8. 安全の確保
 - (1) 作業の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関係法令等に従ってこれを行う。作業責任者は、業務の安全確保のため、危険な作業に対して、労働安全衛生規則に準じた安全業務計画を定めて、作業員にその周知徹底と実行を図ること。
また、作業の実施に当たっては、人、施設、備品等に危害又は損害を与えないよう万全の措置を行うこと。危害又は損害を与えた場合、あるいはそのおそれがある場合は、作業責任者は直ちにセンターに報告し、その指示を受けるものとする。
 - (2) 外窓ガラス清掃等2メートル以上の高所作業の場合は、足掛かり、フック等を利用

し、作業員の安全を確保すること。

なお、強風時等の悪天候の場合は、高所での作業を禁止するものとする。

9. 必要経費の負担区分

(1) 受託者は、本業務を遂行するために必要な次の経費を負担するものとする。

- ① 機械器具類及び消耗品類に関する経費
- ② 作業員の雇用、教育、被服に関する経費
- ③ その他業務遂行等に付帯する経費

(2) 受託者が本契約を遂行するために必要な光熱水費、トイレで使用するトイレットペーパー、石鹸及び浴室のシャンプーボディソープ等の衛生消耗品は、センターが負担するものとする。

10. 業務の報告

日々の業務終了後は、状況を記録した清掃実施報告書をもって、センターへ報告するものとする。

なお、職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記載するものとする。

11. 資機材等の保管

- ① 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理者により指示された場所に、整理して保管するものとする。
- ② 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰るものとする。

12. 注意事項

- ・使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用するものとする。
- ・業務上知りえた情報の取扱いについては、「佐賀県情報セキュリティ基本方針」及び公益財団法人佐賀県産業振興機構の関連規則等を遵守すること。なお、個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。